

災害補償規程

公益社団法人 ユニバーサル志縁センター

(感染症見舞金)

第1条 会員または役員、職員、ボランティアスタッフが活動中に、第2項に示す感染症に罹患して、その治療のために入院または通院した場合には、感染症見舞金を支給する。

2. 施設における感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律に定める1類感染症、2類感染症または3類感染症、指定感染症（1類感染症、2類感染症および3類感染症と同程度の措置を講ずる必要がある感染症に限る）および新型コロナウイルス感染症のほか下記の感染症を見舞金の支給対象とする。

後天性免疫不全症候群(HIV)、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症(MRSA)、疥癬、アムエバ赤痢、エキノコックス症、黄熱、オウム病、回帰熱、急性ウイルス性肝炎、Q熱、狂犬病、クリプトスポリジウム症、クロイツフェルト・ヤコブ病、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、コクシジオイデス症、ジアルジア症、腎症候性出血熱、髄膜炎菌性髄膜炎、先天性風しん症候群、炭疽、つつが虫病、デング熱、日本紅斑熱、日本脳炎、乳児ボツリヌス症、梅毒、破傷風、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、ブルセラ症、発しんチフス、マラリア、ライム病、レジオネラ症

3. 見舞金の支給金額は次のとおりとする。

- | | |
|---------------------|-------|
| (1) 死亡（葬祭見舞金） | 100万円 |
| (2) 入・通院期間31日以上 | 7万円 |
| (3) 入・通院期間8日以上30日以内 | 5万円 |
| (4) 入・通院期間7日以下 | 3万円 |

4. 次の場合は見舞金を支給しない。

- (1) 活動に起因しない罹患
- (2) 第2項の対象となる感染症に該当しない感染症

5. 支給を受ける者は、次の書類が必要となる。

- (1) 入・通院日数を証する書類
- (2) その他等団体が必要と認めた書類

附則

この規定は令和4年8月11日より施行する。